

サンゴ礁生態系保全行動計画 進捗状況点検

1. 調査方法

サンゴ礁生態系保全行動計画策定会議に参加した関係省庁・関係自治体等に対し、環境省より調査票を配布。[目標]、[進捗状況]、[進捗の達成度]、[今後の課題・見直しの方向性]について、各自ご記入いただいた。

メール送付：平成23年8月16日

回答：平成23年8月18日～9月6日

記入要領

| No. | 担当機関 | 具体的取組 | 目標 【記入方法】 取組主体が自主的に目指す 具体的成果や達成時期等を 記載 | 進捗状況 【記入方法】 取組主体が認識している 進捗状況（実施概要や成果） について記載する | 進捗の達成度 【記入方法】 取組の目標に対する進捗の 達成度を取組主体が自己 評価（三段階評価） ◎：達成済み ○：取組中 △：未着手 | 今後の課題・見直しの 方向性 【記入方法】 取組主体が認識している 今後の取組における課題、 あるいは取組見直しの 方向性などについて 記載する |
|-----|------|---------------|--|--|--|---|
| 1 | 環境省 | （行動計画本文よりコピー） | | ※下欄には含まれない実施概要、並びに施策の実施により得られた成果等を記載 | | |
| | | （構成要素を抽出） | | ※実施概要を記載 | | |
| | | | | ※実施概要を記載 | | |
| | | | | ※実施概要を記載 | | |

2. 調査対象

関係省庁：内閣府、国土交通省、農林水産省、環境省

関係自治体：沖縄県、鹿児島県、熊本県、宮崎県、長崎県、高知県、愛媛県、徳島県、和歌山県、東京都

関係団体：日本サンゴ礁学会

3. 調査対象期間

平成22年4月（行動計画策定時）～平成23年8月

4. 調査結果

点検表、点検表・別表のとおり（別紙）。

サンゴ礁生態系保全行動計画の点検方針

点検の目的・位置付け

行動計画の実施主体である関係省庁、地方自治体、日本サンゴ礁学会など（注 1）が、行動計画に記載されたそれぞれの取組に係る進捗や課題などの情報を定期的に共有することにより、行動計画の効果的な推進を図るために点検を実施する。

個々の取組の点検結果は、サンゴ礁生態系の現状や社会経済的状况等に関する情報も考慮しながら、フォローアップ会議における共有・検討を経て、実施主体の取組のさらなる推進や改善につながる提言を行っていくための資料とする。また、策定から 5 年後程度を目処として行う行動計画の見直しのための資料としても供する。

点検の実施者

点検は、現在の行動計画に記載された各取組の実施主体である関係省庁、地方自治体、日本サンゴ礁学会など（注 1）が自らの取組を評価する「自己評価」と、それらの結果をフォローアップ会議やホームページ等で共有・公開することにより、幅広い関係者から助言等を得る「外部評価」の二通りの側面を持つ。また、その他サンゴ礁生態系を利用・保全している主体などの取組状況等については、アンケートやヒアリングなどを適宜行い、優良事例や何が足りないかなどについて情報収集を行う。

点検方法・指標

行動計画に記載された「具体的取組」事項について、アンケート形式で各実施主体に進捗状況や今後の課題等方向性を記載してもらい、それらについて、フォローアップ会議で共有して、改善点や連携の可能性等について議論することにより、得られた提言等をフィードバックして今後の活動の進展に役立ててもらおう（図参照、表参照）。

完了・達成した取組は、順次点検の対象から外していくこととする。

また、現在の行動計画に記載されていない新たな取組等についても、必要に応じて随時点検に含める。

点検時期・頻度

関係省庁等の負担を軽減するため、国家戦略の点検のタイミングに合わせて行う（平成 23 年度は 4 月開始～夏まで）。

点検は、基本的に年 1 回行うこととする。

点検結果の公開・共有方法

点検の集計結果は、フォローアップ会議で共有する他、ホームページ等で公表する。また、フォローアップ会議に参加できない地方自治体等のために、電子メールなどで情報共有を行うことも検討する。

注 1) 将来の行動計画の見直し等で実施主体が増えることも想定される。

図. フォローアップ会議の実施イメージ・フロー

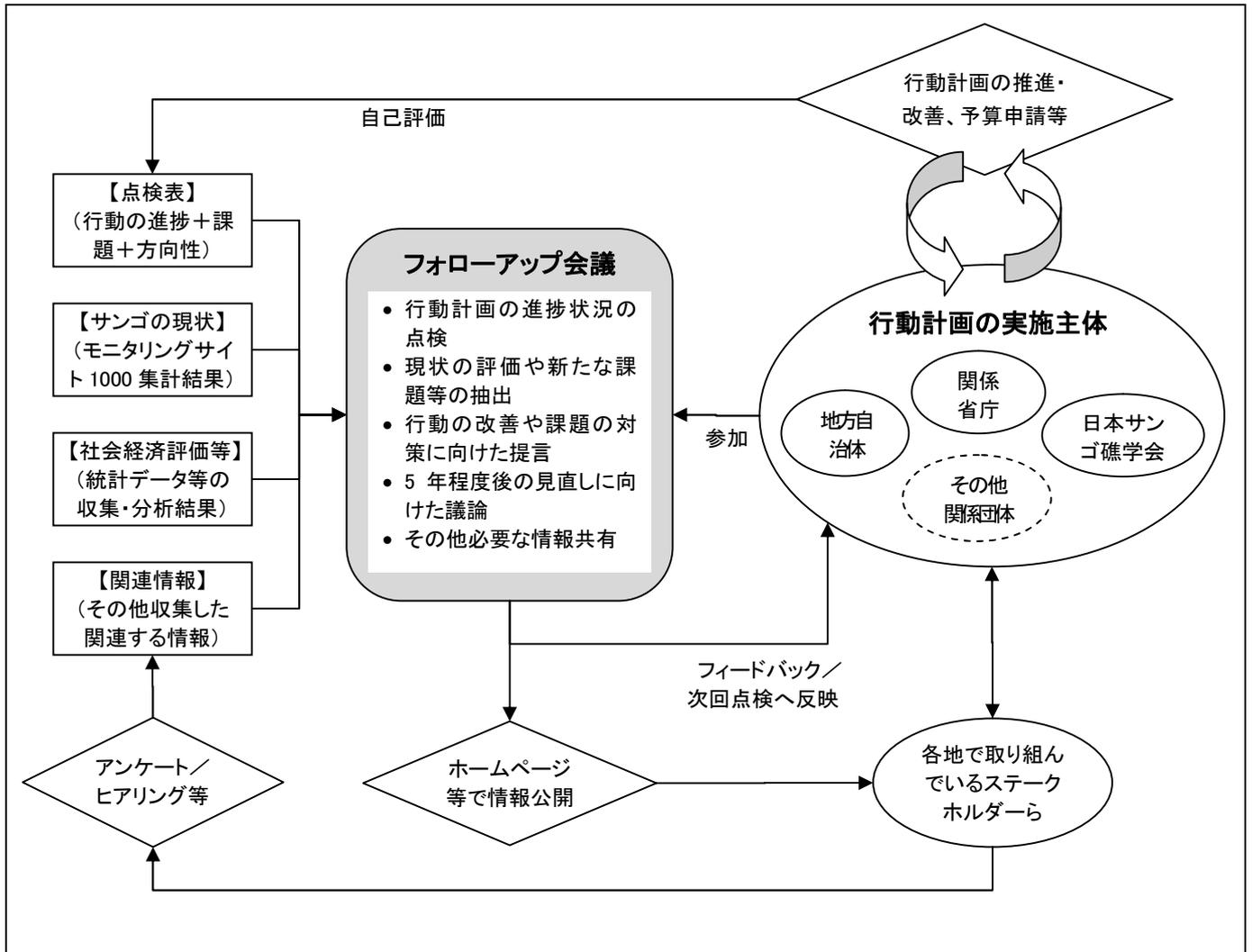


表. 点検書式 (案)

取組が目指している具体的成果物や達成時期等を記載

取組主体が認識している進捗状況(実施概要等)について記載する

取組の目標に対する進捗の達成度を取組主体が自己評価(三段階評価):
◎: 達成済み
○: 取組中
△: 未着手

取組主体が認識している今後の取組における課題、あるいは取組見直しの方向性などについて記載する

フォローアップ会議から得られた改善点等に関する提言等をまとめて記載する

| No | 担当機関 | 具体的取組 | 目標 | 進捗状況 | 進捗の達成度 | 今後の課題・見直しの方向性 | フォローアップ会議からの提言 |
|----|------|-------|----|------|--------|---------------|----------------|
| | | 全体 | | | | | |
| | | 個別 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | 全体 | | | | | |
| | | 個別 | | | | | |
| | | | | | | | |

行動計画における「具体的取組」の記載事項のコピー

「具体的取組」の記載事項中における個々の取組を分けて表示

※追加的取組があれば別表を作成し記載する。

サンゴ礁生態系保全行動計画 点検表

| No. | 担当機関 | 具体的取組 | 目標 | 進捗状況 | 進捗の達成度 | 今後の課題・見直しの方向性 | フォローアップ会議からの提言 (記入しない) |
|-----------------------|------|---|--------------------------------------|--|--|--|---------------------------|
| | | | 【記入方法】 取組主体が自主的に目指す具体的成果や達成時期等を記載 | 【記入方法】 取組主体が認識している進捗状況（実施概要や成果）について記載する | 【記入方法】 取組の目標に対する進捗の達成度を取組主体が自己評価（三段階評価） ◎：達成済み ○：取組中 △：未着手 | 【記入方法】 取組主体が認識している今後の取組における課題、あるいは取組見直しの方向性などについて記載する | |
| (1) サンゴ礁生態系保全の基礎となる取組 | | | | | | | |
| ①調和型地域づくりのための連携の促進 | | | | | | | |
| 1 | 環境省 | 有識者や関係省庁などの参加を得た「サンゴ礁生態系保全連絡会議(仮称)」を開催し、継続的にさまざまな保全と持続可能な利用の取組や地域経済に資する優良事例などについて情報共有を行うとともに、本行動計画の進捗状況を点検・見直します。 | — | 本行動計画の進捗状況を取りまとめるなど、連絡会議開催に向けた準備を行った。 | ○ | — | |
| | | 「サンゴ礁生態系保全連絡会議(仮称)」の開催 | 年2回 | 開催に向けた準備会合を平成22年度に2回開催し、行動計画点検の方針等について検討した。 | ○ | 引き続き開催 | |
| | | 保全と持続可能な利用の取組、地域経済に資する優良事例などについて情報共有 | ヒアリング等の実施結果や関係省庁・自治体からの情報を共有 | 平成22年度に会議開催に向けた準備の中で、様々な主体によるサンゴ保全と利用の取組についてアンケート調査を実施し、結果を公開。 | ○ | 引き続き実施 | |
| | | 本行動計画の進捗状況の点検・見直し | 点検：年1回 見直し：H25目途 | 進捗状況を取りまとめた。会議において点検予定。 | ○ | 引き続き実施 | |
| 2 | 環境省 | 「生物多様性保全推進支援事業」などにより、海洋保護区など国土の生物多様性の保全上重要な地域や生態系ネットワークの要となる地域における保全・再生活動など、国土の生物多様性の保全のために地域が主体的に行う取組を支援します。 | — | ・自治体の生物多様性地域戦略策定等を支援しており、そのなかにはサンゴ礁/サンゴ群集を有する沖縄県(H22-)、徳島県(H23-)の地域戦略策定が含まれている。 ・平成22年12月に生物多様性地域連携促進法を制定し、平成23年10月に施行した。なお、同法に基づく「地域連携保全活動計画」の策定が支援事業の対象に加わった。 | ○ | — | |
| 3 | 沖縄県 | 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、多様な主体を横断的に結びつけサンゴ礁保全を推進するとともに、サンゴ礁の保全活動を行っている主体への情報提供や地域で行われているサンゴ礁保全活動への支援を行っていきます。 | — | サンゴ礁保全などに関する情報共有など図られることにより、サンゴ礁保全の活動が促進されると考えられる。 | — | — | |
| | | 多様な主体を横断的に結びつけ、サンゴ礁保全を推進する取組 | 地域で行われているサンゴ礁保全活動や団体などの連携の促進 | ・平成20年度から毎年度、総会を開催 ・毎年度、イベント等の実施（シンポジウム、環境パネル展、写真・絵画コンテスト等） | ○ | 今後も継続した活動となるよう取組んでいきたい。 | |
| | | サンゴ礁の保全活動を行っている主体への情報提供 | 効果的なサンゴ礁保全活動の推進 | ・ホームページやMLを活用した情報提供や情報発信 | ○ | 今後も継続した活動となるよう取組んでいきたい。 | |

| | | | | | | | |
|--------|-------|---|---|--|---|---|--|
| | | 地域で行われているサンゴ礁保全活動への支援 | 継続した取組みの推進 | ・サンゴ礁保全などに対する相談への専門的なアドバイス等 ・保全活動を行っている団体への予算的な支援を計画中 | ○ | 今後も継続した活動となるよう取組んでいきたい。 | |
| 4 | 沖縄県 | 「沖縄県サンゴ礁保全・再生・活用計画(仮称)」を策定し、サンゴの生育状況とともに、サンゴに影響を与える攪乱要因を把握し、地域ごとの環境特性を踏まえた対策を行うことにより、サンゴ礁の保全、再生、活用などの取組を推進します。 | — | サンゴの全県調査の成果をもとに、総合的なサンゴ礁保全・再生に向けて、地域特性に応じたサンゴ礁の保全・再生・活用計画を検討したいと考えており、検討委員会の委員や関係者からの意見を踏まえ、内容を整理している。 | — | — | |
| | | 「沖縄県サンゴ礁保全・再生・活用計画(仮称)」の策定 | 効果的なサンゴ礁保全再生等の施策の推進 | 平成21年度から平成23年度にかけて、サンゴの全県調査を実施しながら、サンゴ礁保全・再生・活用方策を検討している。 | ○ | 県のサンゴ礁保全等の施策の一つとして推進していきたい。 | |
| | | サンゴの生育状況、サンゴに影響を与える攪乱要因の把握 | 沖縄県のサンゴ礁の状況を把握する | 平成21年度から平成23年度にかけて、サンゴの全県調査を実施している。 | ○ | 平成23年度にサンゴの全県調査は終了するが、終了後もサンゴの状況を把握するための取組みを検討していきたい。 | |
| | | 地域ごとの環境特性を踏まえた対策の実施 | 海域を含めた地域環境情報を提供することにより、地域で行っているサンゴ礁保全活動へ役立てていきたい。 | 平成21年度から平成23年度にかけて、サンゴの全県調査を実施しながら、サンゴ礁保全・再生・活用方策を検討している。 | ○ | 県のサンゴ礁保全等の施策の一つとして推進していきたい。 | |
| 5 | 国土交通省 | サンゴが着生しやすいブロックの活用やサンゴの移植・移築など、サンゴ礁と共生するみなとづくりに向けての取組を推進します。 | — | — | — | — | |
| | | サンゴが着生しやすいブロックの活用、サンゴの移植・移築 | サンゴ礁群集の保全・再生技術の確立 | 那覇港、平良港 防波堤消波ブロック表面に加工を行い据え付けを実施。 | ○ | サンゴの着生状況等のモニタリングを継続中。 | |
| | | その他、サンゴ礁と共生するみなとづくりに向けた取組 | サンゴ礁群集の保全・再生技術の確立 | 石垣港 生物共生型護岸 H22年度より移植・仮置を実施。H23年度も引き続き仮置きを実施。 | ○ | 移植・仮置き後のモニタリングを継続中。 | |
| ②国際的取組 | | | | | | | |
| | | 東アジアを中心とした地域の重要サンゴ礁ネットワーク戦略を策定し、その戦略に基づく取組を関係各国と連携して推進します。また、取組の推進に資するために、同地域のサンゴ礁と関連生態系を含む海洋保護区のデータベースの整備を推進します。 | — | 東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010に基づく取組が実施されるなど、国際的なサンゴ礁保全が進展した。 | ○ | — | |
| | | 東アジアを中心とした地域の重要サンゴ礁ネットワーク戦略の策定 | 戦略の策定 | 平成22年6月にタイでICRI東アジア地域会合を開催し、東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010を策定した。 | ◎ | 戦略に基づく取組の推進 | |

| | | | | | | |
|---|----------|---|---|--|---|--|
| 6 | 環境省 | 戦略に基づく取組を関係各国と連携して推進 | ICRI東アジア地域会合において、策定後の取組に関するフォローアップを実施。 | 東アジア地域の協力・調整メカニズムに関するICRI総会での報告、アジア・オセアニア地域の海洋保護区データベースの拡充、サンゴ礁生育地分布図の公開等、戦略に基づく取組を推進した。 ICRI東アジア会合（H23年10月）においては、各国の取組についてフォローアップを実施し、今後の優先活動について議論した。 | ○ | 持続的な体制の維持が課題 |
| | | 同地域のサンゴ礁と関連生態系を含む海洋保護区のデータベースの整備を推進 | — | アジア・オセアニア地域の海洋保護区データベースを拡充した。 アジア・オセアニア地域のサンゴ礁分布図マップを作成し、日英版を公開した。 | ○ | データの更新、充実 ギャップ分析への活用 |
| 7 | 環境省 | ミクロネシア地域における拠点としてわが国が設立を支援したパラオ国際サンゴ礁センターの研究、教育機能などの推進に協力します。 | — | サンゴ礁分布データを提供。 また、「サンゴ礁モニタリング能力向上プロジェクト」課題別支援委員会に参画し、助言を行っている。 | ○ | ODA協力期間後の協力のあり方を関係者と検討する。 |
| 8 | 環境省 | 国際サンゴ礁イニシアティブや国際熱帯海洋生態系管理シンポジウムへの参加を通じ、引き続き国際的なサンゴ礁生態系保全の推進に貢献するとともに、関係諸国とサンゴ礁生態系の保全に関する情報の共有を行います。 | — | 平成22年6月、タイでICRI東アジア地域会合を開催し、その成果をICRI総会及び海洋・沿岸・島嶼に関する世界フォーラムにおいて報告した。 平成23年12月開催予定の第4回国際熱帯海洋生態系管理シンポジウムには、東南アジアからの2名の参加旅費を支援決定。 | ○ | 引き続きICRI東アジア会合の開催などを通じ、サンゴ礁保護区のネットワーク化等、保全の推進や情報共有に取り組む。 |
| 9 | 日本サンゴ礁学会 | 日本サンゴ礁学会では、アジア太平洋サンゴ礁学会（仮称）の設立に向けて、関係者とともに検討を進め、アジア・太平洋諸国との学术交流の促進に務めます。 | 2010年6月にアジア太平洋サンゴ礁学会が設立された。会員は多様な交流を推進している。 | 2010年6月に開催されたアジア太平洋サンゴ礁シンポジウムでは数個の分科会のオーガナイザーとなり運営に協力した。 | ○ | 今後、継続してシンポジウムを開催し、学会活動を順調に進めることが重要であるので体制作りにも努力する。 |

③普及啓発・人材育成

| | | | | | | |
|----|-----|--|--|--|---|---|
| 10 | 環境省 | 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（沖縄県石垣市）における、サンゴ礁の価値や重要性、保全の必要性を訴えるための展示や、西表石垣国立公園をはじめとする各フィールドを利用した自然ふれあい活動などを引き続き推進します。 | — | 全国自然いきものめぐりスタンプラリーの対象施設でもあることから、一般の来訪者が増加し、普及啓発が図られた。 | ○ | — |
| | | 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおける、サンゴ礁の価値や重要性、保全の必要性を訴えるための展示の推進 | サンゴ礁保全に関する展示を効果的に推進するため、展示の更新や企画展の開催を行う。 | 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターの通常展示を充実させ、開所10周年を記念した特別展を開催し、サンゴ礁の現状や課題、保全の取組等について紹介し、多くの来館者があった。 | ○ | サンゴ礁保全に関する展示の更新・充実や企画展開催のため、専門スタッフを配置し、展示を推進する |
| | | 西表石垣国立公園をはじめとする各フィールドを利用した自然ふれあい活動などの推進 | サンゴ礁保全につながるような効果的な自然ふれあい活動を推進する。 | 毎年、地元住民を対象としたふれあい行事を実施。平成22年度は海（サンゴ礁）の観察会を1回開催し約20名が参加したほか、開所10周年記念として、海の観察会を1回実施し、約30名の参加者があった。 | ○ | サンゴ礁保全に関する自然ふれあい活動を推進するため、サンゴ礁専門スタッフをセンターに配置する。 |

| | | | | | | |
|----|-----|--|--------------------------------|---|---|--|
| 11 | 環境省 | 国立公園内の沿岸域などにおいて自然観察会などを積極的に開催するとともに、国立公園における海域の適正な保全と利用のあり方について検討し、パンフレット、ホームページなどを通じて、必要な情報を提供し、適切な海域利用についての普及啓発を推進します。 | 海域の適正な保全と利用のあり方を検討し、普及啓発活動を行う。 | 国立公園の海域における適正な利用を推進することにより、海域利用の普及啓発を推進できた。 | ○ | 引き続き国立公園の海域における適正な利用を推進することにより、海域利用の普及啓発を推進する。 |
| | | 国立公園内の沿岸域などにおいて自然観察会などを積極的に開催 | 自然観察会などの開催を継続する | ○自然観察会 ・富士箱根伊豆NP（下田） 2回開催、参加人数合計50人 ・足摺宇和海国立公園 4回開催、参加人数合計158人 ・吉野熊野国立公園 2回開催、参加人数合計38人 ・霧島屋久国立公園 3回開催、参加人数合計32人 ○子どもパークレンジャー ・富士箱根伊豆NP（沼津） 1回開催、参加者20人 ○その他 足摺宇和海国立公園では、地元の小学生を対象に山川海のつながりを学ぶ環境学習を年間を通して開催協力。 | ○ | 引き続き自然ふれあい活動を推進し、海域の適正な利用に関する普及啓発を推進する。 |
| | | 国立公園における海域の適正な保全と利用のあり方について検討 | 沿岸・海域における適切な利用のあり方の検討を継続する。 | 平成22年度は、3つの国立公園を対象に沿岸・海域における適切な利用のあり方について検討。うちサンゴ礁/サンゴ群集域を含む地域での検討は2箇所（小笠原国立公園、西表石垣国立公園）。また、足摺宇和海国立公園宇和海地域において、適正な保全のあり方について検討（サンゴ等の調査を実施）。 | ○ | 引き続き国立公園の海域における適正な利用を推進することにより、海域利用の普及啓発を推進する。 |
| | | パンフレット、ホームページなどを通じて必要な情報を提供し、適切な海域利用について普及啓発を推進。 | ホームページ等を活用した普及啓発を継続する。 | 国立公園等のHP更新、サンゴ礁保全の取組に関するニュースレターの作成、サンゴ礁再生に関する子供向けパンフレットの作成を実施。 | ○ | 引き続き自然ふれあい活動を推進し、海域の適正な利用に関する普及啓発を推進する。 |
| 12 | 環境省 | 国立公園などにおいて、自然公園指導員の研修やパークボランティアなどの育成を実施し、利用者指導の充実を図ります。 | — | ○研修開催 ・足摺宇和海国立公園 2回 ・霧島屋久国立公園 2回 ・阿蘇くじゅう国立公園 1回 ・雲仙天草国立公園 1回 | ○ | 足摺宇和海国立公園で平成23年度中にパークボランティアの新規募集を行い、利用者指導の充実を図る。 |
| 13 | 環境省 | 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターやエコツーリズム推進法に基づく取組などを活用しつつ、サンゴ礁生態系の保全に取り組む人の知見や技術レベルの向上のための支援に努めます。 | — | 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターのホームページにおいて、サンゴ礁生態系保全に資する各種情報を発信するとともに、会報誌（ラグーン）を刊行し、サンゴ礁生態系保全の取組みについての情報収集・発信を行った。 | ○ | ホームページの情報をリアルタイムで更新するため、サンゴ礁専門スタッフをセンターに配置する。 |

| | | | | | | |
|----|----------|---|--|--|---|---|
| 14 | 国土交通省 | サンゴ礁などの海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育の取組を推進します。 | サンゴ礁群集の保全・再生技術の普及 | <ul style="list-style-type: none"> サンゴ着生状況のパネルを展示 →海の日イベント（那覇港、平良港） サンゴの保全・再生技術の取り組み内容を報告 →日本サンゴ礁学会 →港湾空港技術特別講演会 in 沖縄2010 | ○ | 引き続き実施する。 |
| 15 | 沖縄県 | 2008年度に沖縄県が作成した「沖縄県サンゴ移植マニュアル」、「サンゴ礁保全のための観光・レジャープログラム集」、「サンゴ礁保全のための環境教育・普及啓発プログラム集」を普及することにより、それぞれの主体がサンゴ礁保全のための活動プランを立て、実際に行動を起こすためのヒントとして活用することにより、地域でのサンゴ礁保全活動を支援します。 | 地域の民間団体等が行うサンゴ礁保全活動に役立てていきたい。 | サンゴ礁の保全活動を行っている民間団体等に対して、サンゴ移植の考え方の普及やサンゴ礁保全活動の推進を図るために、プログラム集の配布やホームページへの掲載をすることにより、情報提供を行っている。 | ○ | サンゴの保全などについては、継続した取組みが重要であることから、一過性のものにならないよう継続して取り組むようにしていきたい。 |
| 16 | 日本サンゴ礁学会 | 日本サンゴ礁学会では、サンゴ礁保全委員会等を中心とした委員会活動や、学会誌、学会ホームページ等を通じ、サンゴ礁保全・再生に関わる様々な普及啓発活動を推進します。 | 普及啓発なので、具体的成果は表現しにくい。また、達成ではなく継続することが重要。 | 保全委員会は期間中2回、自由集会を1回開催した。テーマは「サンゴ移植以外の保全活動」「研究者とステークホルダーの協働」等 | ○ | 学会員等の科学者と一般社会が、サンゴ礁保全に関していかに協働していくかが課題。 |

④情報の収集・発信及びその体制の整備

| | | | | | | |
|----|-----|--|--------------------------------------|---|---|--|
| 17 | 環境省 | 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターなどを通じ、わが国のサンゴ礁などに関する研究や保全などの情報を収集・整理し、国内外へ情報発信を推進します。また、そのために必要な体制の強化に努めます。 | — | 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターの実験室の活用により、サンゴ礁に係る研究が進み、研究者との情報交換が図られた。 | ○ | — |
| | | わが国のサンゴ礁などに関する研究や保全などの情報の収集・整理 | 効率的なサンゴ礁などに関する研究や保全などの情報の収集・整理を推進する。 | 八重山諸島周辺で環境省が実施したサンゴ礁の調査や保全事業の報告書を中心に200点ほどの報告書を収集し、国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターの閲覧室に保管しているほか、その情報をホームページに掲載している。 | ○ | わが国のサンゴ礁などに関する研究や保全などの情報の収集・整理にあたるサンゴ礁専門スタッフをセンターに配置する。 |
| | | 収集・整理した情報の国内外への発信 | 効果的な収集・整理した情報の国内外への発信を行なう。 | <ul style="list-style-type: none"> 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターでは、石西礁湖における再生事業に関する情報を、ホームページ等を通じて発信した。また、情報発信機能を強化するため、ホームページ（日本語版）を平成22年度にリニューアルし、サンゴ礁分布図マップを新たに掲載した。 環境省ページ内において、海洋生物多様性に関し収集した情報を整理し公開した。 | ○ | 国内の情報は再生事業を通じて収集・整理をしている状況。国外への情報については、未着手の状態。センターにサンゴ礁専門スタッフを配置し、国内外の情報を収集し、発信する。 |
| | | 情報収集整理・発信のために必要な体制の強化 | — | 情報発信については、ホームページや会報誌（ラグーン）で、適宜行っているところであるが、専門スタッフがないため、体制の強化に至っていない。 | △ | 専門スタッフを配置し、まずは、体制整備を行う。 |

| | | | | | | |
|----|-------|--|------------------------------------|---|---|--|
| 18 | 環境省 | 自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト1000など各種調査を活用して、サンゴ礁、藻場、干潟に関する情報整備や、ウミガメ類、海鳥、海棲哺乳類などの生息状況など、海洋の生態系に関する広範な情報の収集を進めます。 | - | モニタリングサイト1000のサンゴ礁、藻場、干潟、ウミガメ、海鳥に係る全サイトで、データを取得している。 | ○ | 調査体制の維持。 |
| | | サンゴ礁、藻場、干潟に関する情報整備 | 情報収集を継続的に実施する。 | モニタリングサイト1000のサンゴ礁24サイト、藻場12サイト、干潟8サイトで調査を継続的に実施。 | ○ | 調査体制の維持。 |
| | | ウミガメ類、海鳥、海棲哺乳類などの生息状況等の収集 | 情報収集を継続的に実施する。 | モニタリングサイト1000のウミガメ類41サイト、海鳥30サイトにおける生息状況等の調査で、情報収集を継続的に実施。 | ○ | 調査体制の維持。 |
| 19 | 環境省 | 様々な主体が有する既存の資料をもとに、わが国のサンゴ礁生態系の現状と現在の保全の取組で何が欠けているかについての調査・分析を行います。また、分析の結果などを踏まえ、有効かつ効率的なモニタリングのあり方について検討します。 | - | サンゴ礁生態系の保全に向けた施策の立案や実施にあたり必要となる、総合的な情報を蓄積した。 | - | - |
| | | わが国のサンゴ礁生態系の現状と現在の保全の取組で何が欠けているかについて、調査・分析 | 施策への反映 | 平成22年度、行政機関、研究機関、民間団体、漁協等に対し、行っているサンゴ礁保全の取組や、実施する上での課題等についてアンケートを実施。結果は回答者にフィードバックすると共にホームページで公表した。 | ○ | 施策への反映 |
| | | 分析の結果などを踏まえ、有効かつ効率的なモニタリングのあり方について検討 | - | モニタリング1000においては、調査や調査結果の蓄積を行っていく中で、調査手法の改善が必要と考えられる部分が生じた場合は、検討会の委員や調査者のご意見を伺いながら、調査マニュアルの改訂を行っている。 | ○ | 継続 |
| 20 | 農林水産省 | 野生水生生物の保護を通して健全な生態系の維持を図る観点から希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、保全・管理手法の開発を行います。 | メガネモチノウオについて、親魚養成、採卵等の保全手法を開発 | 飼育下において、産卵期や産卵水温帯の産卵特性の把握、排精排卵の有無の把握、採卵による卵質評価、効率的な採卵方法等の検討を実施中。 | ○ | 引き続き、飼育下での産卵特性の把握等の実施に加え、飼育下での産卵特性を参考にしつつ、天然での成熟状態等についても検討する必要がある。 |
| | | 希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実 | - | - | - | - |
| | | 保全・管理手法の開発 | - | - | - | - |
| 21 | 鹿児島県 | 定点において定期的にモニタリング調査を行い、サンゴの被度や生育状況、オニヒトデの発生状況などについてデータの収集を行います。 | サンゴの変化を的確に捉え、サンゴ保全の行動が適切に行えるようにする。 | 奄美群島全市町村の海域においてH17から実施。 | ○ | モニタリング調査者の手法の統一を図る必要がある。また調査結果を今後の保全活動にどのように活かしていくかを検討する必要がある。 |

| | | | | | | | |
|---------------------|-------|--|---|---|---|--|--|
| 22 | 沖縄県 | 自然環境保全基礎調査（環境省）、リーフチェック推進事業（沖縄県）などの既存の調査結果を参考にしつつ、離島を含めた県全域の現況調査を実施し、サンゴ分布状況などの変化、サンゴ礁を取り巻く環境の変化などの環境情報を整備することにより、サンゴ礁保全・再生・活用方策に生かしていきます。 | 沖縄県のサンゴ礁の状況を把握することにより、県のサンゴ礁保全等の施策に反映していきたい。 | 平成21年度から平成23年度にかけて、サンゴの全県調査を実施しながら、サンゴ礁保全・再生・活用方策を検討している。 | ○ | 平成23年度にサンゴの全県調査は終了するが、終了後もサンゴの状況を把握するための取組みを検討していきたい。 | |
| 23 | 沖縄県 | 沖縄県内の赤土等の堆積がみられる海域等において、堆積状況の動向を把握するための定点監視を行い、情報を収集します。 | 12海域で赤土等の堆積状況調査、サンゴ調査の定点監視の実施。また、今後策定予定の「赤土等流出防止対策基本計画(仮称)」において選定される監視海域(20海域程度)について堆積調査、生物生息状況調査を実施する。 | 12海域、35地点で赤土等の堆積状況調査、サンゴ調査を実施した。平成22年度調査においては、人為的な赤土等の流出による汚染がないと判断される赤土堆積ランク5以下は12海域中4海域であった。 | ○ | 海域の調査結果と陸域での赤土等流出防止対策について、適切な評価手法が確立できていない。また、継続的な監視調査に要する経費の確保が課題である。 | |
| (2) 持続可能なサンゴ礁生態系の利用 | | | | | | | |
| ①生物資源の適正な管理と利用 | | | | | | | |
| 24 | 環境省 | モデル事業での水質・生物調査や市民参加型のモニタリングなどを実施するとともに、「里海」づくりマニュアルの作成、シンポジウムなど広報を通じて国内のみならずアジアに向け「里海」の概念を情報発信します。 | - | - | - | 里海づくりのさらなる普及のためには、具体的効果の見える化や活動の相互交流促進などの支援が必要 | |
| | | モデル事業での水質・生物調査や市民参加型のモニタリングなどの実施 | 各地の特性に応じて行われる里海づくりの活動を支援 | 平成22年度里海創生支援モデル事業により3地方公共団体において自然観察会やワークショップ・協議会の開催等を計54回実施 | ○ | 持続可能な里海づくりの取組を促進するため、多様な地域でのモデル事業の実施が必要 | |
| | | 「里海」づくりマニュアルの作成、シンポジウムなどの広報を通じ、国内のみならずアジアに向けて「里海」の概念を情報発信 | 「里海」づくりマニュアルを作成するとともに、広報等により里海概念を国内外に情報発信する | <ul style="list-style-type: none"> モデル事業の成果を踏まえ平成23年3月に「里海づくりの手引書」を作成し関係府県等に配布 平成22年7月に里海づくりの情報サイト「里海ネット」を開設 平成22年10月にはCOP10において里海に関するサイドイベントを、同年12月には国際里海ワークショップを開催 | マニュアル作成：◎ 里海づくり情報サイトの開設：◎ シンポジウム等開催：○ | 「里海づくりの手引書」等を活用し里海づくりの普及に努めるとともに、国内外に向けて里海づくりの取組等の情報を発信する | |
| 25 | 農林水産省 | 漁業者や地域住民によるサンゴ礁のモニタリング、サンゴの種苗生産、サンゴの移植、オニヒトデの除去などの保全活動を支援するとともに、保全活動の優良事例の普及や技術的サポートなどを行います。 | 平成25年度まで、保全活動を実施する活動組織への支援、技術的サポート等を継続。 | 引き続き活動組織の保全活動を支援、また、シンポジウムにより各活動組織の取組事例紹介、情報交換等を実施。 | ○ | 特になし。 | |
| | | 漁業者や地域住民による保全活動の支援 | 平成25年度まで、保全活動を実施する活動組織を支援。 | 引き続き各活動組織の保全活動を支援。 | ○ | 特になし。 | |

| | | | | | | |
|--|--|----------------------|---|--------------------------------|---|-------|
| | | 保全活動の優良事例の普及や技術的サポート | 平成25年度まで、保全活動を実施する活動組織への優良事例の普及、技術的サポートを実施。 | シンポジウムにより保全活動の取組事例紹介、情報交換等を実施。 | ○ | 特になし。 |
|--|--|----------------------|---|--------------------------------|---|-------|

②適正な観光利用

| | | | | | | |
|----|-----|--|---|--|---|--|
| 26 | 環境省 | 2008年4月に施行されたエコツアーリズム推進法の理念に基づいた取組を全国的に普及させるとともに、特に優れたエコツアーリズムの取組を表彰するエコツアーリズム大賞や全国セミナーを開催し、地域資源の活用方法や保全などに係る知見の蓄積と共有化を図ります。 | — | エコツアーリズム総合推進事業及び人材育成等事業を実施した。 | ○ | エコツアーリズムの推進方法について、H23年2月から6月にかけて「エコツアーリズム推進方策検討会」を設置し、国の役割等について有識者から提言を受けた。それに基づき、今後の施策を講じていく。 |
| | | エコツアーリズム推進法の理念に基づいた取組の全国的な普及 | — | トップランナー地域、世界遺産地域等におけるエコツアーリズムの推進に係る支援を実施した。 | ○ | 引き続き、支援を続け、全国的な普及につなげる。 |
| | | エコツアーリズム大賞や全国セミナーの開催 | — | エコツアーリズム大賞、エコツアーリズムフォーラム等の普及啓発事業を実施した。 | ○ | 民間との協働等を図りつつ、引き続き、普及啓発に取り組む。 |
| | | 地域資源の活用方法や保全などに係る知見の蓄積と共有化 | — | HPにおけるエコツアーリズムに係る情報提供を行った。また、他施策との連携強化の推進事業をモデル的に実施した。 | ○ | 引き続き、地域資源の活用方法に関する知見の全国的な普及に努める。 |

| | | | | | | |
|----|-----|--|--------------------|--|---|--|
| 27 | 環境省 | エコツアーリズム推進法を踏まえ、エコツアーリズムを推進する地域に対して支援を図るとともに、地域固有の魅力を見直し、活力ある持続的な地域づくりを進めるため、法に基づく「全体構想」の策定を支援します。 | — | エコツアーリズム総合推進事業及び人材育成等事業並びに地域への指導・助言等による全体構想の策定支援を実施した。 | ○ | エコツアーリズムの推進方法について、H23年2月から6月にかけて「エコツアーリズム推進方策検討会」を設置し、国の役割等について有識者から提言を受けた。それに基づき、今後の施策を講じていく。 |
| | | エコツアーリズムを推進する地域に対する支援 | — | トップランナー地域等支援事業、エコツアーリズムアドバイザー派遣事業、地域コーディネーター活用事業及びガイド育成事業を実施した。 | ○ | 引き続き、人材育成を軸に、地域に対するきめ細かな支援を行う。 |
| | | エコツアーリズム推進法に基づく「全体構想」の策定を支援 | 平成24年3月、全体構想認定件数3件 | 沖縄県慶良間地域、群馬県谷川岳地域、鹿児島県屋久島地域等において全体構想認定に向けた動きがあり、その支援を実施した。 ※H23.8現在、埼玉県飯能市のみが法律に基づく認定を受けているところ。 | ○ | 平成23年度末に全体構想の認定件数目標の達成に向け、引き続き支援を行う。 |

(3) サンゴ礁生態系の保全

①重要地域の設定と管理

| | | | | | | |
|----|--------------|---|---|--|---|---|
| 28 | 環境省、 関係省庁 | 海洋基本計画に基づく海洋保護区のあり方の明確化を踏まえ、サンゴ礁保全の観点からも適切な制度を活用した海洋保護区の設定を推進します。その際、国及び地方自治体が作成したサンゴ礁分布図やNGOによるホットスポット情報、サンゴの固有性や幼生分散状況などの研究成果などを踏まえ、生物多様性の観点及び水産資源管理の観点から重要な海域の抽出を進めます。 | - | - | - | - |
| | | サンゴ礁保全の観点から適切な制度を活用した海洋保護区の設定 | 国立公園の海域公園地区については、2012年度までに2009年の2,359haから約4,700haに倍増する。 | 西表石垣国立公園、霧島錦江湾国立公園（仮称）及び越前加賀海岸国立公園の、公園区域の海域部分の拡張及び海域公園地区の新規指定を平成23年度内に行うべく、手続きを進めているところ。 | ○ | 目標は平成23年度内に達成できる予定であり、引き続き、海域における国立・国定公園の指定・再配置、海域公園地区の指定を進める。 |
| | | 生物多様性の観点及び水産資源管理の観点から重要な海域の抽出 | 平成25年度末を目途に重要海域を抽出する | 生物多様性の観点から重要な海域の抽出検討に利用するため、海洋生物多様性に関する各種情報を総合的に収集した。 | ○ | 重要な海域の抽出に関する検討は、平成22年度末までに収集整理した情報を基に、23年度以降、専門家の意見を聴きながら進める予定。 |
| 29 | 計画課 | 高緯度サンゴ群集域については、生態学的にも社会的にもサンゴ礁域とは異なることを踏まえ、沿岸域生態系を全体としてどのように保全すべきかの検討を進めます。 | - | 社会経済との関係性等については、平成22年度、行政機関、研究機関、民間団体、漁協等に対し行ったアンケートのなかで調査。その他、高緯度サンゴ礁群集域についての有識者へのヒアリングを実施した。 | ○ | 施策への反映 |
| 30 | 環境省 | 自然公園法及び自然環境保全法の改正を踏まえ、広域的な生物多様性保全の核となる藻場・干潟・サンゴ礁の分布や海流、陸域とのつながりを考慮したうえで、海域における国立・国定公園の指定・再配置や海域公園地区の指定などを進め、海域の保全の強化を図ります。 | - | - | - | 引き続き海域における国立・国定公園の指定・再配置、海域公園地区の指定を進める。 |
| | | 海域における国立・国定公園の指定・再配置、海域公園地区の指定 | 国立公園の海域公園地区については、2012年度までに2009年の2,359haから約4,700haに倍増する。 | 西表石垣国立公園、霧島錦江湾国立公園（仮称）及び越前加賀海岸国立公園の、公園区域の海域部分の拡張及び海域公園地区の新規指定を平成23年度内に行うべく、手続きを進めているところ。 | ○ | 目標は平成23年度内に達成できる予定であり、引き続き、海域における国立・国定公園の指定・再配置、海域公園地区の指定を進める。 |
| | | その他、海域の保全の強化を図る取組 | 海洋生態系保全・再生、管理のための多様な取組を継続する。 | マリンワーカー事業の実施により、海鳥やスナメリの生息状況調査、海洋環境のモニタリング、利用の軌跡の調整、アマモ場の生物調査等海洋生態系の保全・再生・管理への多様な取組を進めた。 | ○ | 引き続き、海洋生態系保全・再生、管理のための多様な取組を進めていく。 |
| | | 国際的に重要な湿地の基準を満たすサンゴ礁域などについてラムサール条約湿地登録に向けた取組を進めるとともに、登録湿地の保全と賢明な利用を推進します。 | - | - | - | - |

| | | | | | | |
|----|-----|---|---|--|---|--|
| 31 | 環境省 | ラムサール条約湿地登録に向けた取組 | — | ラムサール条約湿地としての国際基準を満たすと認められる湿地（潜在候補地）を全国から選定し、サンゴ礁を含む湿地タイプの候補地を8箇所選定した。 | ○ | — |
| | | ラムサール登録湿地の保全と賢明な利用の推進 | — | パンフレット作成やシンポジウム開催、地元自治体やNGOとの連携による普及啓発活動の推進を行っている。 | ○ | 今後も継続して普及啓発活動等を行い、地域主体の保全と賢明な利用を推進していく必要がある。 |
| 32 | 環境省 | 沖縄県の石西礁湖、高知県の竜串、徳島県の竹ヶ島においてサンゴ礁生態系の再生に取り組んでおり、これらを含め引き続き自然公園内におけるサンゴ群集の自然再生事業を推進します。 | — | それぞれの地域の特性に応じた自然再生の取組を、地域の多様な主体の参画により実施した。 | ○ | — |
| | | 石西礁湖におけるサンゴ礁生態系の再生 | 長期目標(達成期間30年) 「人と自然の健全な関わりを実現し、1972年の国立公園指定当時の豊かなサンゴ礁の姿を取り戻す」 短期目標(達成期間10年) 「サンゴ礁生態系の回復のきざしが見られるようにする、そのために環境負荷を積極的に軽減する」 (目標設定年度：平成19年度) | 石西礁湖自然再生協議会が年2回開催され、多様な主体の参画による自然再生事業が実施され、環境省では、平成22年度、サンゴ幼生定着基盤の設置、サンゴ種苗移植やオニヒトデの駆除等を実施した。 | ○ | 引き続き実施 |
| | | 竜串におけるサンゴ礁生態系の再生 | 竜串湾内に本来生息しているイシサンゴ類をはじめとする多くの生き物が健全な状態で生き続けていける環境を取り戻す | 竜串自然再生協議会が年1回開催され、多様な主体の参画による自然再生事業が実施され、環境省では、平成22年度、サンゴ類の生育に影響を与える濁度箇所について引続き泥土除去実施するとともに竜串湾の水質及び底質環境等の調査を実施した。 | ○ | 引き続き実施 |
| | | 竹ヶ島におけるサンゴ礁生態系の再生 | 沿岸生態系の回復と存続。 エダミドリイシが健全な状態で生き続けていける環境 | 竹ヶ島海中公園自然再生協議会が年1回開催され、多様な主体の参画による自然再生事業が実施されている。環境省は自然環境整備交付金により、平成22年度、防波堤改良の概略検討や、エダミドリイシの特性を把握するための増殖実験等を支援した。 | ○ | 引き続き実施 |
| | | 国立公園内で白化現象やオニヒトデの発生などによりサンゴ礁生態系が劣化している海域においては、オニヒトデの駆除やサンゴ群集の修復などを行うほか、ウミガメの産卵地となっている砂浜においては海岸清掃、産卵のモニタリング・監視活動、必要に応じて車馬などの利用を制限する区域の指定など、国立公園において、積極的に海洋生態系の保全・再生、管理に取り組みます。 | 国立公園内の海洋生態系の保全・再生、管理のための多様な取組を行う。 | マリンワーカー事業や、サンゴを食害するオニヒトデ等の生物の駆除を実施することにより、積極的に保全管理に取り組めた。 | ○ | 引き続き、国立公園内の海洋生態系の保全・再生、管理のための多様な取組を進めていく。 |

| | | | | | | | |
|---------------------|----------|--|--|--|---|---|--|
| 33 | 環境省 | サンゴ礁生態系が劣化している海域における、オニヒトデの駆除やサンゴ群集の修復の実施 | オニヒトデなど駆除を継続する。 | 【オニヒトデ駆除】 7国立公園の9地域において、オニヒトデなどのサンゴを食害する生物の駆除を実施し、駆除のためのマニュアルを作成した。 【サンゴ群集の修復】 自然再生事業として、石西礁湖（石垣西表国立公園）及び竜串（足摺宇和海国立公園）において、劣化したサンゴ礁生態系の再生に向けた取組を実施。（No. 32参照） | ○ | 【オニヒトデ駆除】 オニヒトデの食害があることから、引き続き駆除を実施していく。 【サンゴ群集の修復】 引き続き実施 | |
| | | ウミガメの産卵地となっている砂浜における、海岸清掃、産卵のモニタリング・監視活動の実施 | ウミガメ産卵地の砂浜における、海岸清掃、産卵のモニタリング・監視活動を継続する。 | マリンワーカー事業の実施により、3国立公園においてウミガメの産卵地となっている砂浜における海岸清掃、産卵のモニタリング・監視事業を実施した。 | ○ | 引き続き、ウミガメ産卵地の砂浜における、海岸清掃、産卵のモニタリング・監視活動を行っていく。 | |
| | | 車馬などの利用を制限する区域の指定 | 車馬などの利用を制限する必要性のある区域について情報収集を進める。 | 平成22年度については海域を有する1つの国立公園の点検等を実施し、平成23年度については、海域を有する2つの国立公園、1つの国定公園について点検中であるが、いずれも車馬などの利用を制限する区域を指定する必要性はなかった。 | ○ | 引き続き、必要に応じて、車馬などの利用を制限する区域があれば、指定を行っていく。 | |
| | | その他、国立公園における海洋生態系の保全・再生、管理への取組 | 海洋生態系保全・再生、管理のための多様な取組を継続する。 | マリンワーカー事業の実施により、海鳥やスナメリの生息状況調査、海洋環境のモニタリング、利用の軋轢の調整、アマモ場の生物調査等海洋生態系の保全・再生・管理への多様な取組を進めた。 | ○ | 引き続き、海洋生態系保全・再生、管理のための多様な取組を進めていく。 | |
| 34 | 環境省 | 沿岸・海洋域における海鳥類の重要な繁殖地等については鳥獣保護区の指定に努めることで、沿岸・海洋域における鳥獣の生息環境の保全を推進します。 | — | 平成22年にカンムリウミスズメ、オーストンウミツバメ等海鳥の繁殖地である祇苗島、大野原島、冠島・杓島、枇榔島について指定した。 | ○ | — | |
| ②陸域とのつながりを考えた統合的な管理 | | | | | | | |
| 35 | 環境省、関係省庁 | 海域の国立公園内の自然景観や生物多様性の保全に悪影響を及ぼす土砂や汚染物質などの発生源対策を行うために、関係機関との調整・連携を図りながら、必要な対策を検討します。 | 必要な対策の検討・実施を継続して進める。 | 足摺宇和海国立公園において、竜串湾内に流入する河川流域の水質モニタリングを実施するとともに、西表石垣国立公園の石西礁湖において、水質や赤土堆積の影響を把握・予測するためのモニタリングを実施。 | ○ | 関係機関との調整・連携を引き続き図りながら、必要な対策を検討・実施。 | |
| 36 | 環境省 | 環境影響評価制度のあり方については、事業の早期段階における環境配慮を図るための計画段階配慮書の手続の新設や、環境保全のために講じた措置等の結果について公表等を行う規定等を含めた「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が国会に提出されたところであり、今後、国会審議の状況を踏まえつつ、必要な措置を講じます。 | 平成23年度改正法成立 | 法律の施行後10年の経過を受け、平成22年2月22日に中央環境審議会からなされた答申「今後の環境影響評価の在り方について」を踏まえ、戦略的環境アセスメントの手続や環境保全措置等の結果の報告・公表手続を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律」が平成23年4月に成立、公布された。 | ◎ | — | |

| | | | | | | | |
|----|-------|--|--|--|---|--|--|
| 37 | 農林水産省 | 沖縄県及び奄美群島において、農地などからの赤土などの流出を防止するため、ほ場勾配修正や沈砂池などの整備を推進します。 | 地域の実情に即した赤土等流出防止対策を推進し、農用地及びその周辺からの土壌流出を軽減することによって、農村地域、河川、沿岸海域の水質保全を通じた生物多様性の保全を図る。 | 赤土等流出防止対策は、平成21年度までに54地区（沖縄県47地区、奄美群島7地区）で実施されており、その後も地方公共団体の裁量により、農山漁村地域整備交付金（平成22年度）及び地域自主戦略交付金（平成23年度以降）を活用して継続的に実施されている。 | ○ | 施設の適切な維持管理と併せて、営農面での対策を推進していく必要がある。 | |
| | | 沖縄県における、赤土などの流出を防止するための整備の推進 | — | 沖縄県においては47地区で実施 | — | — | |
| | | 奄美群島における、赤土などの流出を防止するための整備の推進 | — | 奄美諸島においては7地区で実施 | — | — | |
| 38 | 農林水産省 | 生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整備を通じた陸上からの水質負荷低減に取り組みます。 | 昭和58年度に制度化された農業集落排水事業による農業集落排水施設の整備を進め、汚水処理普及人口の増大を着実に進める。 | 農業集落排水事業が昭和58年度に制度化されて以来、平成22年度までに全国約5,300地区で農業集落排水施設が整備された。平成23年度は全国230箇所を実施している。 | ○ | 本事業による農業集落排水施設の整備は着実に進んでおり、汚水処理普及人口は増加しているものの、依然として都市部と農村部における整備格差が著しく公共事業予算が縮減傾向にあることから、今後も効率的、効果的に事業の推進を図る必要がある。 | |
| 39 | 農林水産省 | 森林、田園地域・里地里山、里海などは相互に関連しており、森・川・海を通じた生物多様性保全を推進します。 | <p>【森林】 森林の公益的機能の適切な発揮</p> <p>【田園自然環境・農村】 地域の合意形成を図りつつ、農村地域における豊かな生態系とそのネットワークの保全・再生、自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造を図る</p> | <p>森林の水源涵養、土砂流出防止機能等の公益的機能の発揮の観点から間伐、広葉樹林への誘導等の森林整備、保安林の適切な管理を行った。</p> <p>個性豊かで活力ある農村づくりに向け、田園自然環境の創造に着手した地域は、平成22年度までに1,747地域であり、このうち生態系のネットワークの保全に寄与した地域は925地域である。</p> | ○ | <p>適切な間伐の実施等による多様な森林の整備を推進するとともに、溪流などの水辺の森林等については、天然林は適切に保全管理し、人工林は積極的に広葉樹の導入による広葉樹林への誘導を推進する</p> <p>引き続き、生態系ネットワークの保全や良好な景観の保全・創出、農村生活環境の向上を推進していく。</p> | |
| | | 下水道によるし尿、生活排水対策など各種汚水処理を実施します。また、下水道の高度処理の推進や合流式下水道の改善、雨天時に広く市街地などから公共用水域に流入する汚濁負荷の削減対策（ノンポイント対策）の実施により水質改善のための取組を行っていきます。 | — | — | — | — | |
| | | 下水道によるし尿、生活排水対策など各種汚水処理を実施 | 下水道処理人口普及率 下水道を利用できる人口の総人口に対する割合 目標値：約78%（平成24年度） | 事業を実施する地方公共団体に対して支援を実施。 実績値：約73%（平成20年度） | ○ | 引き続き実施 | |

| | | | | | | |
|----|-------|--|---|--|---|--|
| 40 | 国土交通省 | 下水道の高度処理の推進 | 高度処理実施率 = A / B A : 必要な高度処理が実施されている区域内の人口 B : 富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域内における当該年度の居住人口 目標値 : 約 30% (平成 24 年度) | 三大湾、指定湖沼等における水質環境基準の達成に向けて、これらの地域において高度処理施設の整備を推進した。 実績値 : 約 27% (平成 20 年度) | ○ | 引き続き実施 |
| | | 合流式下水道の改善 | 合流式下水道改善率 = A / B A : 合流式下水道により整備されている区域の面積 B : 雨天時において公共用水域に放流される汚濁負荷量が分流式下水道並以下までに改善されている区域の面積の割合。 目標値 : 約 63% (平成 24 年度) | 計画的・効率的な合流式下水道の改善対策実施を促進した。 実績値 : 約 30% (平成 20 年度) | ○ | 引き続き実施 |
| | | 雨天時に広く市街地などから公共用水域に流入する汚濁負荷の削減対策 | 閉鎖性海域における汚濁負荷削減率 = ① / ② ① : 対象とする水域に係る流域内で河川事業及び下水道事業により削減した汚濁負荷量 ② : 対象とする水域に係る流域内の家庭、事業場等の各汚濁負荷発生源から排出される負荷量等を発生汚濁負荷量として算定 目標値 : 約 74% (平成 24 年度) | 閉鎖性海域における汚濁負荷削減を図るため、下水道事業を実施する地方公共団体に対して支援を実施。 実績値 : 約 72% (平成 20 年度) | ○ | 引き続き実施 |
| 41 | 東京都 | 小笠原諸島において、ノヤギの食害により裸地化した箇所などからの赤土等の流出を防止するため、ノヤギ排除など植生回復事業を推進します。 | 小笠原諸島のノヤギ根絶、植生回復 | ・ノヤギは、多くの島で根絶し、残るは父島 1 島のみ ・土壌流出が著しい媒島で、土壌浸食防止対策を継続実施中 | ○ | ・面積も大きく地形も険しい有人島でのノヤギ根絶手法の検討 ・気象条件等が厳しい無人島での土壌浸食防止対策手法の検討 |
| 42 | 沖縄県 | 沖縄県赤土等流出防止条例に基づき開発事業における赤土等流出防止対策を徹底するとともに、各種対策の計画的な実施により流出源毎に赤土等の流出量を減少させるため、赤土等流出防止対策基本計画を策定します。 | — | — | — | — |
| | | 沖縄県赤土等流出防止条例に基づき開発事業における赤土等流出防止対策を徹底 | 赤土等流出防止対策条例に基づく届出等の徹底及び開発事業現場等の監視パトロール・指導等を強化する。また、開発事業者等への赤土等流出防止に関する普及啓発を図る。 | 平成 22 年度の実績として、条例に基づく届出等件数 977 件、監視現場数 409 箇所、監視回数 557 回、指導件数 190 件。赤土等流出防止講習会の開催 (2 回、318 名参加)、赤土等流出防止交流集会の開催 (1 回、97 名参加)。 | ○ | 開発事業現場等の監視体制強化に必要な人員の確保。 |

| | | | | | | | |
|------------------|---------|--|--|--|---|--|--|
| | | 赤土等流出防止対策基本計画を策定 | 赤土等流出防止対策基本計画を策定する。 | 基本計画策定に向けて、海域の環境保全目標や流出削減目標量の設定に取り組んでいる。 | ○ | 赤土等流出防止対策基本計画の早期策定、特に適正な流出削減目標量を算出し目標達成に向けた具体的な取組内容の検討が課題となっている。 | |
| 43 | 内閣府・沖縄県 | 赤土等流出防止対策基本計画に基づいて、沖縄県における赤土等のさらなる流出量の削減に向けて、赤土等の流出防止技術や堆積土砂の除去等に関する調査の実施など各種の流出防止対策を総合的・計画的に推進するために必要な対策を検討します。 | 【内閣府・沖縄県】 新たな赤土等流出防止対策技術や堆積土砂の除去等に関する調査等の更なる流出抑制手法の検討に取り組む。 | 赤土等流出防止対策基本計画案の作成に取り組んでいる。 | △ | 赤土等流出防止対策基本計画に「環境保全目標」の達成に向けた取組内容、具体的対策を盛り込み、赤土等流出防止対策技術の確立を目指す。 | |
| ③個別の課題に対する対策の確立 | | | | | | | |
| ＜主要な課題の分析と対策の検討＞ | | | | | | | |
| 44 | 環境省 | 国際サンゴ礁イニシアティブのサンゴ礁と気候変動に関する決議を踏まえ、気候変動に対するサンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動実施の支援など、気候変動に対する適応策を検討します。 | — | 環境研究総合推進費により、地球温暖化に伴う海水温上昇及び海洋酸性化がサンゴに与える影響に関する研究が実施された。 種によってCO2に対する応答に違いがあり、それが将来のサンゴ礁の種構成を変化させ、生態系変動を生む可能性を示唆するという結果が得られた。 | ○ | 気候変動がサンゴ礁に及ぼす影響に関する知見を更に蓄積するとともに、知見を基に気候変動に対する適応策を検討していく必要がある。 | |
| 45 | 環境省 | サンゴ食害生物や拡大する病気の発生メカニズム、サンゴの採捕や海砂採取の現状、水質汚染に対するサンゴの生育限界など、サンゴ礁生態系への危機要因となりうる主要な課題についての把握・分析をし、必要な対策を検討します。 | — | オニヒトデについて、発生メカニズム等についての情報収集、注射器を用いた駆除手法の開発を実施しているほか、実際に駆除を各地で実施。 | ○ | 既存文献、自然再生事業のモニタリング等を通じた情報の収集と発信 | |
| ＜支援＞ | | | | | | | |
| 46 | 農林水産省 | 漁業者や地域住民によるサンゴ礁のモニタリング、サンゴの種苗生産、サンゴの移植、オニヒトデの除去などの保全活動を支援するとともに、保全活動の優良事例の普及や技術的サポートを行います。 (4. (2) ①再掲) | 平成25年度まで、保全活動を実施する活動組織への支援、技術的サポート等を継続。 | 引き続き活動組織の保全活動を支援、また、シンポジウムにより各活動組織の取組事例紹介、情報交換等を実施。 | ○ | 特になし。 | |
| | | 漁業者や地域住民による保全活動の支援 | 平成25年度まで、保全活動を実施する活動組織を支援。 | 引き続き、食害生物の除去、移植等、各活動組織の保全活動を支援。平成22年度、10活動組織が本事業を実施。 | ○ | 特になし。 | |
| | | 保全活動の優良事例の普及や技術的サポート | 平成25年度まで、保全活動を実施する活動組織への優良事例の普及、技術的サポートを実施。 | シンポジウムにより保全活動の取組事例紹介、情報交換等を実施。 | ○ | 特になし。 | |
| ＜サンゴ食害生物への対応＞ | | | | | | | |
| 47 | 環境省 | 自然公園法に基づく海域公園地区などの重要な地域については、必要に応じて、オニヒトデなどのサンゴを食害する生物の駆除を行います。 | オニヒトデなど駆除を継続する。 | マリンワーカー事業の実施により、7国立公園の9地域において、オニヒトデなどのサンゴを食害する生物の駆除を実施し、駆除のためのマニュアルを作成した。 | ○ | オニヒトデの食害があることから、引き続き駆除を実施していく。 | |

| | | | | | | | |
|----------------------|----------|---|--|--|---|---|--|
| 48 | 愛媛県・鹿児島県 | サンゴの被度が高い保全の重要海域において、オニヒトデやサンゴ食巻貝などの駆除を行います。 | 【愛媛県】 サンゴ食巻貝等による食害からのサンゴの保護 | 県が経費の一部を補助しているサンゴ食巻貝等の駆除活動が宇和海海中資源保護対策協議会により実施されている。 ○22年度実績 駆除回数11回 (ダイバー数：延べ66人) 駆除数：オニヒトデ128匹、 サンゴ食巻貝18,769匹 ○23年度予定 駆除回数11回 | ○ | サンゴの保全のためには、継続的な取り組みが必要である。 | |
| | | | 【鹿児島県】 健全なサンゴをオニヒトデ等の食害から保護する。 | S48から奄美群島国定公園海中公園地区において実施。 H17からは奄美群島の喜界町を除く市町村において、重点海域を設定し実施。 | ○ | 駆除作業者の安全，駆除効率を向上させるために，駆除手法を検討する必要がある。 | |
| 49 | 沖縄県 | オニヒトデ対策については、漁業、観光業等の地元関係者や関係機関と情報の共有を図りながら、地域でのサンゴ礁保全活動を支援します。 | — | 関係者と情報共有を図ることにより、オニヒトデ駆除を行う海域を絞り込むことにより、サンゴ礁の保全を図っている。 | — | — | |
| | | オニヒトデ対策についての、漁業、観光業等の地元関係者や関係機関との情報共有 | 県で行っているサンゴの全県調査の結果やオニヒトデ駆除事業を実施する中で、関係機関等と情報を共有し、効果的なオニヒトデ駆除を実施していきたい。 | ・地域の協議会等へ参加することにより、情報共有を図っている。 ・地域の協議会等で、サンゴの全県調査の結果を報告することにより、オニヒトデ対策等について、検討を行っている。 | ○ | サンゴの保全などについては、継続した取り組みが重要であることから、一過性のものにならないよう継続して取り組むようにしていきたい。 | |
| | | 地域でのサンゴ礁保全活動を支援 | 継続したサンゴ礁の保全活動が推進していくように支援していきたい。 | 民間団体等が行っているサンゴ礁の保全活動へ、予算的な支援を行っていく予定。 | ○ | サンゴの保全などについては、継続した取り組みが重要であることから、一過性のものにならないよう継続して取り組むようにしていきたい。 | |
| <サンゴ増殖> | | | | | | | |
| 50 | 鹿児島県 | サンゴ着床具などを使用したサンゴ増殖を進めるとともに、自然の状態でサンゴの再生が期待でき、かつ観光資源などとして重要な海域において、サンゴの着生・生育に適した環境整備を行います。 | — | — | — | — | |
| | | サンゴ着床具などを使用したサンゴ増殖 | オニヒトデ等の食害や白化によりサンゴが喪失した海域において、サンゴの増殖を図る。 | H17から奄美市，瀬戸内町の海域において実施。 | ○ | これまで、数回、台風により着床具が流出していることから、着床具の固定方法について検討する必要がある。 新規サンゴの加入率の高い地域、台風や潮流に着床具が影響を受けない場所を探す必要がある。 | |
| | | サンゴの着生・生育に適した環境整備 | 移植した着床具のサンゴが健全に生育するよう設置箇所の環境整備を行う。 | 移植した着床具に付着した藻等の除去を実施。 | ○ | 移植した着床具のサンゴが健全に生育していくための管理について、検討していく必要がある。 | |

| | | | | | | | |
|----|---------------|---|---|--|---|---|--|
| 51 | 環境省・農林水産省・沖縄県 | サンゴの移植について「沖縄県サンゴ移植マニュアル」や「有性生殖によるサンゴ増殖の手引き」、「サンゴ幼生着床具を用いたサンゴ群集修復マニュアル」、「サンゴ礁修復に関する技術手法」などの既存の手引き書の普及・活用の促進を図ります。 | 【環境省】 | 石西礁湖自然再生において既存手引き書を活用している。 | ○ | 継続 | |
| | | | 【農林水産省】 「有性生殖によるサンゴ増殖の手引き」を取り纏めた前事業に引き続き、厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術開発実証事業（平成21年度～平成25年度）にて、有性生殖による複数種のサンゴ種苗生産や効率的なサンゴ増殖技術の開発を目指す。 | ・沖ノ鳥島にて現地調査・モニタリング・稚サンゴ移植を実施中。 ・沖ノ鳥島産サンゴ3種、慶良間産サンゴ5種、石垣産サンゴ2種の種苗生産を実施中。 ・サンゴ増殖技術の他地域への普及方策の検討として、沖縄海域にて実証試験を実施中。 | ○ | 特になし | |
| | | | 【沖縄県】 サンゴ移植に関する正しい知識の普及啓発について、引き続き取り組んでいきたい。 | サンゴの保全などについては、県（自然保護課）のホームページやイベントなどでサンゴの保全などに関する普及啓発を行うとともに、日頃の個別の問い合わせにも対応を行っている。 | ○ | サンゴの保全などについては、継続した取組みが重要であることから、一過性のものにならないよう継続して取り組むようにしていきたい。 | |

サンゴ礁生態系保全行動計画 点検表・別表

※【具体的取組】として記載されていないが、【現状と課題】【取組の方向性】に対応する取組を予定している場合又は行った場合に記載する。

| No. | 実施機関 | 具体的取組 | 目標 | 進捗状況 | 進捗の達成度 | 今後の課題・見直しの方向性 | フォローアップ会議からの提言 (記入しない) |
|-----------------------|------|--|--|---|--|--|---------------------------|
| | | 【記入方法】 4. 具体的な行動計画に記載されている【現状と課題】【取組の方向性】に対応するが、【具体的取組】に挙げられていない取組について、全体の概要を記載する | 【記入方法】 取組主体が自主的に目指す具体的成果や達成時期等を記載 | 【記入方法】 取組主体が認識している進捗状況（実施概要や成果）について記載する | 【記入方法】 取組の目標に対する進捗の達成度を取組主体が自己評価（三段階評価） ◎：達成済み ○：取組中 △：未着手 | 【記入方法】 取組主体が認識している今後の取組における課題、あるいは取組見直しの方向性などについて記載する | |
| (1) サンゴ礁生態系保全の基礎となる取組 | | | | | | | |
| ①調和型地域づくりのための連携の促進 | | | | | | | |
| | | (回答なし) | | | | | |
| ②国際的取組 | | | | | | | |
| | | (回答なし) | | | | | |
| ③普及啓発・人材育成 | | | | | | | |
| | | (回答なし) | | | | | |
| ④情報の収集・発信及びその体制の整備 | | | | | | | |
| | 宮崎県 | 海域公園内にサンゴ群集が生息する県北、県南の行政、漁協、ダイバーと宮崎大学の学識経験者を交えた連絡会議を設置している。 | サンゴ群集の状況や様々な取組等の情報が共有できる体制を整備したい。 | 平成22年10月に設立し、情報の共有や今後の体制の方向性等について意見交換を開始したところであり、これまでに2回会議を開催した。 | ○ | サンゴ群集の生息状況や有害生物の発生状況等地域により差があるので、各地域内でのサンゴを保全する体制づくりが必要と考えている。 | |
| | 鹿児島県 | 奄美群島の全市町村で構成する「奄美群島サンゴ礁保全対策協議会」では、サンゴ礁保全に関する情報発信、普及啓発等を行います。 | 奄美群島のサンゴ礁を保全する。 | H17に「奄美群島サンゴ礁保全対策協議会」を設置している。 6月を「サンゴ礁保全月間」としてオニヒトデ等の一斉駆除を呼びかけた。 | ○ | サンゴ礁保全の取り組みについての情報発信を的確に行うとともに、サンゴ礁保全に関する情報収集を行う必要がある。 | |
| | 鹿児島県 | 本土地域の海域において、サンゴ群集の保全に関する活動を推進するため、「サンゴ群集保全推進連絡会(仮称)」を設置し、サンゴ群集保全のための活動を推進します。 | サンゴ保全活動に関わりを持つ各立場の人々が、自由に情報や意見交換を行える場を設けるとともに、サンゴ保全に関する普及啓発活動等を行う。 | H23からの新規事業 | ○ | 「サンゴ群集保全推進連絡会(仮称)」として、サンゴ保全活動をどのように支援していくか検討する必要がある。 | |
| (2) 持続可能なサンゴ礁生態系の利用 | | | | | | | |
| ①生物資源の適正な管理と利用 | | | | | | | |
| | | (回答なし) | | | | | |
| ②適正な観光利用 | | | | | | | |
| | | (回答なし) | | | | | |
| (3) サンゴ礁生態系の保全 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------|----------------------------------|-------------|---|---|--|--|--|
| ①重要地域の設定と管理 | | | | | | | |
| | | (回答なし) | | | | | |
| ②陸域とのつながりを考えた統合的な管理 | | | | | | | |
| | | (回答なし) | | | | | |
| ③個別の課題に対する対策の確立 | | | | | | | |
| 日南市 (県補助) | 海城公園地区において、サンゴを食害する生物の駆除を実施している。 | 被害の拡大を防止する。 | 平成3年度からオニヒトデ、近年はヒメシロレイシガイマンが中心であるが、駆除を実施しており、一定の成果を上げている。 | ○ | オニヒトデの発生は確認されているが、現段階では密度が高くない状態である。しかし、拡大した際に確認する体制がない。 | | |